第三十七条第三項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4　宅地建物取引業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一　自ら当事者として契約を締結した場合　当該契約の相手方

二　当事者を代理して契約を締結した場合　当該契約の相手方及び代理を依頼した者

三　その媒介により契約が成立した場合　当該契約の各当事者

5　宅地建物取引業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一　当事者を代理して契約を締結した場合　当該契約の相手方及び代理を依頼した者

二　その媒介により契約が成立した場合　当該契約の各当事者

第四十一条第五項及び第四十一条の二第六項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、」を「電磁的方法であつて」に改める。

第五十条の二の四中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、「及び同項第七号」を「同項第七号」に改め、「の売買の相手方」の下に「とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」を加える。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第十八条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4　前項の規定による電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による請求は、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達したものとみなす。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第十九条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「いう」の下に「。第八十九条第十一号において同じ」を加える。

第六十一条中「提出して」を「提出し、又は提供して」に改める。

第六十三条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「終つた」を「終わつた」に、「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第八十九条第十一号中「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第十項を第十二項とし、第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第三十四条第三項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第十項」に改める。

第三十五条第三項中「第五項まで及び第八項」を「第七項まで及び第十項」に改め、「これらの規定」の下に「（第三十二条第四項後段の規定を除く。）」を加える。

第三十六条第四項中「第六項まで及び第八項」を「第八項まで及び第十項」に改める。

第三十八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができる。

第三十八条に次の一項を加える。

8　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十四条第四号中「から第五項まで」を「、第六項若しくは第七項」に改め、同条第五号中「第三十二条第九項」を「第三十二条第十一項」に改め、同条第六号中「第三十二条第十項」を「第三十二条第十二項」に改める。

第百四十六条中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第二十一条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権又は選挙権を行うことができる。

第二十一条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。